

壬生町立小中学校教職員の働き方改革推進基本方針

H29.11.10 壬生町教育委員会

この方針は、平成29年8月29日付け通知「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中央教育審議会初等中等教育分科会 学校における働き方改革特別部会）を受け、壬生町教育委員会が壬生町立小中学校教職員の働き方改革を推進することを目的にとりまとめたものである。

- 1 管理職による教職員の退勤時刻の把握と教職員の「勤務時間」を意識した働き方の推進に関すること。
 - (1) **遅くとも原則午後8時には退勤する。**（それを超える場合は管理職に仕事内容と退勤予定時刻を報告する。ただし学期末成績処理期間及び中学校の1学期については柔軟に対応する。）
 - (2) **月に1日は定時退勤日**を設ける。
- 2 中学校の部活動休養日のあり方とその徹底に関すること。
 - (1) **毎週月曜日から金曜日の間に1日は部活動休養日を設定する。**（継続）
 - (2) **毎月第1日曜日と第3日曜日は部活動休養日とする。**
（ただし、大会等で休養日にできない場合は、別の土日祝日を振り替える。）
 - (3) **定期テスト前3日間の部活動休日には、土曜日と日曜日の両方を入れて部活動休養日とする。**
- 3 教職員の校務負担の軽減をはかる取り組みに関すること。
 - (1) **お盆期間中(8/13～8/16)を学校閉庁日とする。**（継続）
 - (2) 小学校高学年における**一部教科担任制の導入**により教材研究及び授業準備負担の軽減と授業の質の向上を図る。
 - (3) 学校運営協議会制度（コミュニティースクール）の導入等により、学校教育の質の向上と教職員の校務負担軽減のための**ボランティア人材の活用促進**を図る。
 - (4) 分掌業務の一極集中を避けると共に適性能力を考慮した上での**業務量の均等化**。
 - (5) 行事等の開催時期の変更や内容精選による**繁忙期の解消**と**業務内容及び遂行方法の工夫改善**。
 - (6) 教育委員会は今後とも**学力向上支援員や教員助手等の安定的な配置**と教職員の校務負担軽減に資する**施設設備等の充実改善**に努力する。